

地域警察の運営に関する訓令を次のように定める。

平成9年6月6日

三重県警察本部長 河尻 融

地域警察の運営に関する訓令

改正 平12県本部訓令第12号、平21第7号、平22第7号、平29第6号、令3第6号
三重県外勤警察運営規程（平成元年三重県警察本部訓令第12号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 勤務管理

第1節 勤務制等（第8条—第13条）

第2節 勤務管理等（第14条—第19条）

第3章 指揮監督及び指導教養

第1節 地域警察幹部等の職務（第20条—第22条）

第2節 指揮監督及び指導教養（第23条—第26条）

第4章 地域警察の運用（第27条—第30条）

第5章 地域警察勤務

第1節 通則（第31条—第34条）

第2節 通常基本勤務

第1款 交番勤務及び駐在所勤務（第35条—第38条）

第2款 自動車警ら班勤務（第39条—第43条）

第3款 警備派出所勤務等（第44条・第45条）

第3節 特別勤務（第46条）

第6章 補則（第47条—第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、三重県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（運営方針）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、治安情勢その他の管内の実態を的確に把握し、地域警察の運営を計画的に行うものとする。

2 署長は、勤務種別ごとの特性を最高度に発揮させるとともに、相互の連携に配慮し、効率的な運用を図らなければならない。この場合において、自動車警ら隊、鉄道警察隊、水上警察隊、警察航空隊及び指令室（三重県警察の通信の運用に関する訓令（平成19年三重県警察本部訓令第6号。以下「通信訓令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）との連携に配慮するものとする。

3 署長及び地域部各所属長は、地域警察の運営を効率的に行うため、相互に緊密な連携を図るものとする。

（勤務種別）

第3条 地域警察の勤務種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 交番勤務（署所在地勤務、幹部交番の所在地勤務及び臨時交番勤務を含む。以下同じ。）
- (2) 駐在所勤務
- (3) 自動車警ら班勤務
- (4) 警備派出所勤務
- (5) 検問所勤務
- (6) 自動車警ら隊勤務
- (7) 移動交番車勤務
- (8) 鉄道警察隊勤務
- (9) 警察用船舶勤務
- (10) 警察用航空機勤務
- (11) 指令室勤務

2 前項第6号から第11号までに規定する自動車警ら隊勤務、移動交番車勤務、鉄道警察隊勤務、警察用船舶勤務、警察用航空機勤務及び指令室勤務の運用、活動等は、別に定める。

（地域警察勤務）

第4条 地域警察官（前条第1項第6号から第11号までの勤務種別に勤務する地域警察官を除く。以下同じ。）は、規則第5条第1項に規定する地域警察勤務（以下「通常基本勤務」という。）及び同条第2項に規定する特別な活動を行うための地域警察勤務（以下「特別勤務」という。）に従事するものとする。

2 署長は、効率的な地域警察活動の推進を図るため、地域警察官を前項の地域警察勤務に専念させるよう勤務管理を合理的に行わなければならない。

3 署長は、警察力の総合的な運用を図るため、やむを得ず地域警察官を5日以上継続して地域警察勤務以外の勤務に従事させる場合には、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

（名称の表示等）

第5条 幹部交番、交番、警察官駐在所、警備派出所及び検問所（以下「交番等」という。）の名称の表示等は、三重県警察の処務および勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号。以下「処務訓令」という。）第70条の規定による。

2 警ら用無線自動車（小型警ら車を含む。以下本条において同じ。）、警察用船舶及び警察用航空機の表示等は、次表のとおりとする。

種 別	塗 装	表 示 等		
		名 称	標 章	記 号
警ら用無線自動車	上部を白色、下部を黒色	三重県警察	日 章	識別標識（小型警ら車を除く。）
警 察 用 船 舶	喫水線以下を赤色、船体をねずみ色、甲板から上は白色	三重県警察（船名）	水上警察旗	識 別 標 識
警 察 用 航 空 機	水色、赤色の帯	三重県警察（機名）	日 章	登 録 標 識

（地域警察官の配置人員）

第6条 警察署の地域警察官の配置は、本部長の定める配置基準によるものとする。

2 署長は、管内の実態等により、やむを得ず前項の配置人員を変更しようとするときは、本部長の承認を受けるものとする。

（交番所長等の配置）

第7条 署長は、規則第16条の2第1項に規定する日勤制の交番所長を置くものとする。

2 署長は、三重県警察の組織に関する訓令（平成5年三重県警察本部訓令第2号）第33条第3項及び第4項の規定により、班長を置くときは、自動車警ら班長として指定するものとする。

第2章 勤務管理

第1節 勤務制等

（勤務制）

第8条 規則第6条に規定する地域警察官の勤務制は、次のとおりとする。

(1) 交替制勤務

処務訓令第17条に規定する2交替制勤務、3交替制勤務及びその他の交替制勤務

(2) 駐在制勤務

警察官駐在所（以下「駐在所」という。）の施設に居住し、駐在所を拠点に毎日一定時間活動する勤務。ただし、勤務時間の割振り等の基準は、毎日勤務に準ずるものとする。

(3) 日勤制勤務

処務訓令第17条に規定する毎日勤務及び一部毎日勤務

（勤務制の運用）

第9条 前条に規定する勤務制の運用は、次表のとおりとする。

勤務種別	勤務制
交番勤務	交替制又は日勤制
駐在所勤務	駐在制
自動車警ら班勤務	交替制
警備派出所勤務	交替制又は日勤制
検問所勤務	交替制又は日勤制

2 署長は、前項の勤務制の運用及び勤務制の内容の一部を変更しようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。

(勤務の開始時刻等)

第10条 署長は、必要があると認めるときは、処務訓令別表第2に掲げる勤務の開始時刻及び終了時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(週休日)

第11条 第9条に規定する交替制勤務、駐在制勤務及び日勤制勤務の地域警察官の週休日は、署長が指定するものとする。

(休憩)

第12条 地域警察官は、休憩するときは、警察署、交番、駐在所その他定められた場所で行わなければならない。

(勤務方法及び勤務方法別の勤務時間)

第13条 勤務種別、勤務制及び勤務日の組合せごとの、地域警察官の勤務方法及び勤務方法別のおおむねの勤務時間は、次表のとおりとする。

勤務種別	勤務方法		立番	見張	在所	警ら	巡回 連絡	待機	警備 警戒	検問
	勤務制	勤務日								
交番勤務	交替制	当番	1~3	1~3	1~3	4~8	3~6			
		日勤	1~2	1~3		3~6				
		半日勤	1~2		2~3					
	日勤制	0~2	1~4		3~6					
駐在所勤務	駐在制			1~2	3~5	2~4				
自動車警ら班勤務	交替制	当番				9~13		3~7		
		日勤				5~6		2~3		
		半日勤			2~3		1~2			
警備派出所勤務	交替制	当番	1~2	1~3	1~3	5~8			2~4	
		日勤	1~2	1~3		2~5			1~3	
		半日勤	1~2		1~2			1~2		
	日勤制	1~2	1~3		2~5			1~3		

検問所勤務	交	当番	1～2	1～4				1～4		6～9
	替	日勤	1～2	1～2				1～2		2～5
	制	半日勤	1～2					1～2		1～2
	日	勤制	1～2	1～2				1～2		1～5

(注) 署所在地勤務については、交番勤務の立番及び見張を在所に読み替えるものとする。

第2節 勤務管理等

(勤務例の策定)

第14条 署長は、規則第11条第2項の規定に基づき、勤務種別ごとに勤務方法別の勤務時間の割振り（以下「勤務例」という。）を定めるものとする。

2 署長は、個別の交番又は駐在所の管内実態に即した勤務例の策定に努め、形式的又は硬直的なものとならないよう配慮するものとする。

3 署長は、所管区の状況の変化等に対応し得るよう勤務例を定期的に見直すものとする。

4 署長は、勤務例を定め、又は変更したときは、その内容を本部長に報告するものとする。

(勤務計画)

第15条 署長は、次に掲げる事項を内容とする1か月ごとの勤務計画をあらかじめ策定しなければならない。

- (1) 活動重点及び行事予定
- (2) 指揮監督及び指導教養の重点
- (3) 勤務日ごとの勤務員別の勤務指定
- (4) その他活動に必要な事項

2 署長は、前項の勤務計画を策定するに当たっては、地域における治安情勢、活動重点、行事等に基づく適正な勤務員の確保を図るとともに、特定の地域及び時間帯に間げきが生じないよう、勤務員の総合運用に配慮しなければならない。

(勤務日ごとの勤務指示)

第16条 警察署の地域課長（以下「地域課長」という。）は、前条の勤務計画に基づき、おおむね1週間ごとの地域警察官の勤務日における活動について、次に掲げる事項を指示しなければならない。

- (1) 勤務員ごとの勤務例
- (2) 所管区の実態に応じた活動重点
- (3) その他活動に当たって配慮すべき事項

(勤務実態の管理の徹底)

第17条 地域課長は、地域の実態に即した地域警察官の効率的な運用を図るため、日々の勤務場所ごとの勤務員の勤務実態を管理しなければならない。

(勤務変更)

第18条 規則第11条第3項の規定に基づく勤務変更は、次に掲げる要領により行うものとする。

る。

- (1) 署長は、地域警察官の勤務変更を行う必要があると認めるときは、地域課長に勤務変更の指示を行わせるものとする。
 - (2) 地域警察官は、勤務例による勤務では効果的な地域警察活動を行うことができないと認めるときは、その旨を、地域課長（軽易な勤務変更については、交番所長とする。以下本条において同じ。）に申し出て、勤務変更の指示を受けること。この場合において、勤務変更の申出を受けた地域課長は、勤務変更に伴う具体的な勤務指示及び調整を行うこと。
- 2 規則第11条第4項の規定により、地域警察官が勤務変更を行ったときは、当該地域警察官は、必要な措置をとった後、その経過を速やかに地域課長に報告しなければならない。この場合において、報告を受けた地域課長は、前項第2号後段の措置をとるものとする。

（勤務交替）

第19条 署長は、交替制勤務の地域警察官の勤務交替を速やかに行わせるものとする。

- 2 交替制勤務の地域警察官は、原則として、勤務場所において前日の勤務員と面接の上、引継ぎを行うものとする。

第3章 指揮監督及び指導教養

第1節 地域警察幹部等の職務

（地域警察幹部の職務）

第20条 警察署の巡査部長以上の階級にある地域警察官（以下「地域警察幹部」という。）は、勤務種別ごとの活動を行うほか、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 地域課長

- ア 地域警察に関する総合的な企画及び運用
- イ 地域警察の人事管理、勤務管理及び業務管理
- ウ 地域警察官の指揮監督及び指導教養
- エ 他部門及び関係機関、団体等との連絡調整
- オ その他地域警察の運営に関すること

(2) 幹部交番所長（警部に限る。）

担当区域内における前号に規定する職務

(3) 交番所長（警部補の幹部交番所長を含む。）

- ア 所管区における地域警察活動の重点とその推進要領の策定
- イ 地域の実情に応じた交番勤務員の弾力的な運用
- ウ 通常基本勤務、事件又は事故の現場における初動的な措置その他の地域警察活動に関する指揮監督
- エ 個々の交番勤務員の能力、個性等に応じた具体的な指導教養
- オ 他の交番等及び自動車警ら班との連絡調整
- カ 関係機関、団体等との連絡調整

(4) 自動車警ら班長

- ア 自動車警ら班活動の重点とその推進要領の策定
- イ 地域の実情に応じた自動車警ら班勤務員の弾力的な運用
- ウ 機動警ら、事件又は事故の現場における初動活動その他地域警察活動に関する指揮監督
- エ 個々の自動車警ら班勤務員の能力、個性等に応じた具体的な指導教養
- オ 交番、駐在所等との連絡調整

(5) 係長及び主任

- ア 地域警察に関する企画及び実施
- イ 地域警察官に対する実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ 他係等との連絡調整

(班長)

第21条 署長は、交番及び自動車警ら班の交替制勤務の勤務日ごとに、責任者としての班長を指定するものとする。

2 班長は、率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務場所を同じにする勤務員（以下「相勤者」という。）に対する指揮監督及び指導教養（巡査長又は巡査の階級にある班長は、助言指導）
- (2) 相勤者の勤務及び事務処理の調整
- (3) 施設、装備資機材、書類等についての保守管理
- (4) 勤務交替時における適正な引継ぎの徹底
- (5) 相勤者相互の融和及び協調

(地域警察幹部以外の幹部の職務)

第22条 警察署の地域警察幹部以外の幹部は、交番等を巡回する等して、その所掌する事務のうち、地域警察活動に必要なものについて指導教養を行うものとする。

2 警察署の宿日直司令は、別に定めるところにより、地域警察官について指揮監督するものとする。

第2節 指揮監督及び指導教養

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第23条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養を行うに当たっては、規則第13条の規定によるほか、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 命令、指示及び任務の付与は、具体的かつ明りょうに行うこと。
- (2) 実務に即した知識、技能の向上及び適正妥当な判断力を養うための指導教養に努めること。
- (3) 地域警察官一人一人の素質、個性等に応じた個別的な指導教養に努めること。

(巡視)

第24条 署長は、自ら又は副署長及び地域警察幹部に命じ、交番等に対して、巡回による指揮監督及び指導教養（以下「巡視」という。）を効果的に行わなければならない。

2 地域警察幹部は、自ら警らする心構えをもって交番等を巡視し、管内情勢並びに地域警察官の勤務及び活動の実態を把握して、これに適合した実践的な方法により行わなければならない。
(地域部地域課長等の巡視)

第25条 地域部各所属長は、地域警察活動の効率化及び適正化を図るため、その所管する業務に関し、自ら又は所属の幹部に命じて、警察署地域課、交番等に対する巡視を行うものとする。

2 地域部長は、前項の巡視に当たって必要があると認めるときは、自ら又は部内の幹部に命じ、これを行うことができる。
(地域警察官の評価)

第26条 署長は、別に定めるところにより、地域警察官の勤務及び活動の評価を行わなければならない。

第4章 地域警察の運用

(所管区及び警備区の設定)

第27条 所管区、警備派出所の活動区域(以下「警備区」という。)は、別に定める。

(警ら区等の設定)

第28条 署長は、所管区又は警備区(以下「所管区等」という。)における治安情勢その他の実態を勘案して、次に掲げるものを設定するものとする。

- (1) 警ら区 所管区等を2以上に分割して警らを行う区域。ただし、自動車警ら班については、警察署の管轄区域を2以上に分割した区域
- (2) 共同警ら区 隣接する2以上の所管区等を結合した警ら区
- (3) 警ら要点 警ら区における犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、各種警備等の対象となる主要な地点、地域及び区間
- (4) 警ら路線 特別の治安情勢等により設定する、警らを行う順路
- (5) 受持区 規則第20条に規定する巡回連絡を担当する区域

(ブロック活動)

第29条 署長は、特に必要があると認めるときは、規則第21条の2第1項に規定するブロックを設けることができる。

2 署長は、前項に規定するブロックを効率的に運用するため、規則第21条の2第2項に規定するブロックの責任者(以下「ブロック長」という。)を指定するものとする。

3 ブロック内の交番等の地域警察官は、第35条に規定する所管区責任のほか、当該ブロック全域について、共同して規則第2条の任務を遂行するものとする。

4 ブロック長は、前項の任務を遂行するため、当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括するものとする。

(地域警察幹部会議等)

第30条 署長は、地域警察を効率的に運営するため、地域警察幹部会議を定期的を開催するほか、必要な会議等を随時開催するものとする。

第5章 地域警察勤務

第1節 通則

(活動の基本)

第31条 地域警察官は、常に地域住民と接して、その職務を遂行する自覚と責任を持ち、広く地域住民と触れ合い、地域に溶け込むなど、あらゆる活動を通じて地域の実態把握に努めるものとする。

2 地域警察官は、地域の実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、住民の安全で平穏な生活を脅かす犯罪等に重点を指向した予防、検挙活動等の効果的な街頭活動を推進するものとする。

3 地域警察官は、住民に対する積極的な奉仕を行い、職務執行に際しては、迅速、的確な対応と常に相手の立場に立った親切な応接を行い、住民の理解と協力の確保に努めなければならない。

(事件又は事故の処理範囲等)

第32条 地域警察官は、地域警察活動に従事中、事件又は事故の発生を認知したときは、迅速、適切に初動的な措置を講じなければならない。

2 規則第3条に規定する地域警察官の事件又は事故の処理範囲の基準は、別に定める。

3 緊急配備に関する事項は、別に定めるところによる。

(勤務記録及び活動実績の報告)

第33条 地域警察官は、活動状況をその都度記録するとともに、毎月の活動実績を署長に報告しなければならない。

(実態把握責任)

第34条 地域警察官は、所管区等において、住民の意見及び要望、犯罪傾向その他治安上必要な実態を詳細に把握するとともに、署長に報告しなければならない。

2 署長は、必要があるときは、特別の体制を編成して、前項の任に当たらせることができる。

3 地域警察官以外の警察官は、担当業務を通じて把握した事項のうち、所管区等の活動上必要なものを当該所管区の地域警察官に連絡するものとする。

第2節 通常基本勤務

第1款 交番勤務及び駐在所勤務

(所管区責任)

第35条 交番勤務又は駐在所勤務の地域警察官は、所管区において地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生状況等の地域社会の実態の把握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区において規則第2条の任務を遂行する責任を負うものとする。

(立番、見張及び在所)

第36条 交番勤務の立番においては、原則として、交番の施設外の最も効果的な場所に立って

警戒するとともに、諸願届の受理に当たるものとする。

- 2 交番勤務の見張においては、交番の施設内の出入口付近において警戒するとともに、諸願届の受理に当たるものとする。
- 3 交番勤務及び駐在所勤務の在所においては、交番又は駐在所の施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理並びに装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。
- 4 前3項の立番、見張及び在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警ら)

第37条 交番勤務及び駐在所勤務の警らにおいては、所管区を巡行することにより、管内状況の把握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言、指導等に当たるものとする。

- 2 前項の警らは、警ら区又は特に命ぜられた区域における警ら要点を含めた乱線警らとする。ただし、署長は、必要があると認めるときは、路線警らを行わせることができる。
- 3 第1項の警らは、徒歩又は自転車により行うものとする。ただし、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要があると認めるときは、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車により行うことができる。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の警らについて準用する。

(巡回連絡)

第38条 交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、受持区及び特に命ぜられた区域を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要があると認める事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を把握するものとする。

- 2 前項の巡回連絡は、所管区又は受持区の状況その他の事情により必要があると認めるときは、前条第1項の警らに当たって行うことができる。
- 3 署長は、必要があると認めるときは、特に指名する地域警察官に対し、別に区域を指定して巡回連絡を行わせることができる。
- 4 巡回連絡の実施基準、方法等については、別に定める。

第2款 自動車警ら班勤務

(自動車警ら班の活動)

第39条 自動車警ら班の地域警察官は、管轄区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生状況等の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を行うことにより、規則

第2条の任務を遂行するものとする。

2 自動車警ら班の活動に当たっては、自動車警ら隊、指令室その他の警察機動部門との緊密な連携に努めなければならない。

(機動警ら)

第40条 自動車警ら班勤務の機動警らにおいては、管轄区域を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるほか、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

2 第37条第2項の規定は、前項の機動警らについて準用する。

3 機動警らにおいては、次に掲げる方法により、交番等との連携活動を積極的に行うものとする。

(1) 交番等を拠点とする活動

(2) 地域防犯連絡所等への立寄り

(3) 同乗警ら

(4) 事件又は事故の共同処理

(待機)

第41条 自動車警ら班の待機においては、指定された場所において、直ちに出勤できる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

(緊急出勤)

第42条 自動車警ら班の地域警察官は、事件又は事故の発生等に伴い、通信訓令第5条に規定する通信統制官又は署長（以下「通信統制官等」という。）から緊急に従事すべき業務の指令を受けたときは、直ちに出勤（以下「緊急出勤」という。）し、必要な対応をとらなければならない。

2 自動車警ら班の地域警察官は、機動警ら中において、緊急出勤の必要があると認める事件又は事故の発生を認知したときは、直ちに通信統制官等に対して必要な報告、連絡を行い、指示を受けて現場に急行し、迅速、的確な初動措置をとらなければならない。

(集中運用)

第43条 警ら用無線自動車は、別に定めるところにより集中運用することができる。

第3款 警備派出所勤務等

(警備派出所の活動)

第44条 警備派出所の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、警備区において必要な警戒警備等の活動を行うものとする。

2 警備派出所勤務の警戒警備においては、特定の施設等について、当該施設等の状況に応じて、周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

(検問所の活動)

第45条 検問所の地域警察官は、検問所において犯罪の予防検挙等の活動を行うものとする。

- 2 検問所勤務の検問においては、通行中の自動車その他の車両を停止させ、運転者、同乗者等に対して質問を行うことにより犯罪の予防検挙、交通の指導取締り等に当たるものとする。

第3節 特別勤務

(特別勤務への従事)

第46条 署長は、地域警察官を特別勤務に従事させることができる。

- 2 前項の特別勤務は、次に掲げるものとする。

(1) 緊急配備のための活動

(2) 事件又は事故が発生した場合において、現場臨場、捜索救助、被疑者の同行等の初動捜査のための活動

(3) 所管区又はブロック内における特別の治安情勢にかんがみ必要があると認める場合において、通常基本勤務によらずに行う犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通の指導取締り等の活動

(4) 雑踏警備、交通機関への警乗等の警戒警備要員としての活動

(5) 所管区又はブロック内において、住民の行う生活安全、交通安全その他の地域諸活動への支援若しくは協力をを行い、又は住民と共同で行う活動

(6) その他地域警察官が地域警察の任務を達成するため、必要があると認める場合において、通常基本勤務によらずに行う特別な活動

- 3 署長は、地域警察官を特別勤務に従事させるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 特別勤務による通常基本勤務への影響を最小限にすること。

(2) 特別勤務と関係する他部門の活動との連携を図ること。

第6章 補則

(臨時交番の設置)

第47条 署長は、必要があると認めるときは、処務訓令第66条に規定する手続により、本部長の承認を受けて臨時交番を設置することができる。

(交番相談員)

第48条 規則第30条に規定する交番相談員の活動については、別に定める。

(文書事務処理要領)

第49条 地域警察活動上必要な文書事務処理要領は、地域部地域課長が定める。

(報告)

第50条 署長は、地域警察の運営に関し、別に定めるもののほか必要な事項を本部長に報告しなければならない。

(細則)

第51条 署長は、この訓令を実施するため、必要な細則を定めなければならない。

2 前項に規定する細則を定め、又は改正しようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 〔平成12年5月1日 三重県警察本部訓令第12号〕

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の地域警察の運営に関する訓令の規定は、平成12年1月1日から適用する。

附 則 〔平成21年3月25日 三重県警察本部訓令第7号〕

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 〔平成22年3月31日 三重県警察本部訓令第7号〕

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 〔平成29年3月28日 三重県警察本部訓令第6号〕

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 〔令和3年3月29日 三重県警察本部訓令第6号〕

この訓令は、公布の日から施行する。